

# 前金払制度の変更について

鎌倉市が発注する工事のうち、契約検査課が発注する工事及び工事に附属する業務委託に関し、平成 28 年 4 月 1 日以降に契約を締結するものから、前金払の支払いに関する手続きを次のとおり変更します。

## 変更内容

前払金の支払いに際しては、契約締結後に受注者から申請書の提出、本市から決定通知書の送付、その後に受注者から請求書の提出といった 3 段階の手続きを経ていたものですが、受注者から請求書の提出のみ（※ 詳細は、下記「事務フローのとおり。」で請求をすることができるもの）とします。

## 実施時期

平成 28 年 4 月 1 日以降に契約する工事及び工事に附属する業務委託から適用します。

## 事務フロー

